

掛川市規則第14号

掛川市営住宅入居者選考委員会規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成23年3月31日

掛川市長

(別紙)

掛川市営住宅入居者選考委員会規則の一部を改正する規則

掛川市営住宅入居者選考委員会規則（平成17年掛川市規則第118号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「若干人」を「5人以内」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 市民
- (2) 社会福祉関係団体の代表者

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。